

社会福祉法人清光園

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女共に全職員の皆さんが長く活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のよう
に行動計画を策定する。

(1) 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日

(2) 内 容

目 標

『男女共に平均勤続年数を13年以上になる』

<対 策>

- 令和4年4月～
- ・育児休業給、看護休暇、介護休業制度の内容について改めて周知
 - ・男性の育児休業及び看護休暇取得の推進
 - ・各職場における休業者の業務カバー体制の検討
(業務体制の見直しや多能工化など)
 - ・モーラルサーベイの実施、分析、職場環境改善
 - ・職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場
風土づくりむけた意識啓発